

第八十一回
貴族院議會

恩給法中改正法律案特別委員會議事速記録第四號

昭和十八年二月三日(水曜日)午前十時十

二分開會

○委員長(伯爵堀田正恒君) 是ヨリ委員會ヲ開會致シマス、日滿地方稅徵收事務共助法案ニ付テ御質問ヲ願ヒマス

○村上恭一君 此ノ日滿地方稅徵收事務共助法案ニ付テ、是ハ日本側ト滿洲側トガ協調シナケレバ出來ナイコトデアリマス、滿洲側ニ於テモ我方ノ此ノ措置ニ適應スル措置ヲ執ルコトニ相成ツテ居ルノデアリマスカラ、日滿兩國間ニ左様な取極ガ出來思ヒマス

○政府委員(山崎巖君) 只今ノ御質問ニ對シマシテ御答へ申上ゲマス、御質問ノヤウニ滿洲國側ニ於キマシテモ、地方稅ノ徵收事務共助ニ付キマシテハ、豫て熱心ナ希望ガゴザイマシタガ、滿洲國側ト致シマシテモ十分ナ諒解ヲ致シテ居ルノデアリマス

○村上恭一君 滿洲國ニ對スル事柄ハ、ツイ先頃迄ハ内閣所管ノ對滿事務局デ取扱チ居リマシタガ、今日ハ大東亞省ガ取扱フコトニナッテ居ルト思ヒマス、此ノ日滿地方稅徵收事務共助法ニ付キマシテハ、先日來專ラ内務當局ノ御説明ヲ伺ツテ居リマスガ、實ハ、内務、大東亞兩省ノ共管事項ト見ルベキモノデハナカラウカト思ヒマスガ、就キマシテハ、内務當局ガ大東亞省當局ヲ代表シテ一部ハ御答辯ニナッテ居ルヤウニ思ヒマスガ、如何テスカ

○政府委員(山崎巖君) 本案ヲ提出スルニ

付キマシテハ、大東亞省ト十分ノ協議ヲ遂ゲマシテ、既成ノ案ヲ得マシタヤウナ次第デアリマス、尤モ大東亞省所管ノ問題ニ付キマシテ特別ノ御尋ガゴザイマスレバ、大東亞省關係ノ政府委員ガ出席致シマシテ、御答ヲ申上ゲタイト思ヒマス

○村上恭一君 大東亞省ノ權限ニ關シマスルコトハハッキリ承知致シテ居リマセヌガ、此ノ法律ガ兩院ノ協賛ヲ經、勅裁ヲ經テ公布セラレマス場合ニハ、役所内ニ於キマシテハ大東亞大臣ガ關係サレルノデアリマスカ、是ハ日滿國稅徵收事務共助法ガ先例ニナッテ居リマスガ、其ノ法律ノ公布ノ際ニ於ケル副署大臣ハ内閣總理大臣、内務大臣、

大藏大臣ハアリマセヌガ、其ノ時ノ内閣總理大臣ハ對滿事務局總裁ヲ兼ネテ居ラレシタノデ、其ノ所管ノ關係ハソレデ分リマスガ、今回此ノ日滿地方稅徵收事務共助法案ガ公布サレタ際ニハ内閣總理大臣モ副署マシタ點ハ、大體國稅ト實質ニ於テ同ジニナッテ居リマスガ、唯共管事務ノ違ヒマス點デ若干違フノデアリマス、實質ノ點ニ於テハ殆ド内容ガ同ジデアリマス

○村上恭一君 從前行ハレテ居リマス國稅ノ徵收ニ付テノ實際ノ狀況ハドウデアリマスカ、件數ナリ或ハ金額ナリ、サウ云フモノニ付テノ何カ御調ガアリマスカ

○政府委員(古井喜實君) 只今御尋ノ國稅關係ノ資料ハ只今コチラニ持ツテ來テゴザイマセヌカラ、何レ後程調査致シマシテ御答ヘ申上ゲタイト思ヒマス

○村上恭一君 繢イテ地方稅ノ部分モ、相

ニアリマスルガ故ニ、大東亞大臣ガ副署大臣ニナラレルカドウカ、此ノ副署大臣ノ點ニ付キマシテハ、更ニ研究ヲ致シマシテ御答ヲ申上ゲタイト思ヒマス

○村上恭一君 細カイコトニ付テ御伺ヒシタイノデアリマスガ、此ノ地方稅ノコトニ付テハ、國稅ノコトガ先例ニナッテ居ルノデアリマスガ、此ノ法律ノ條文ハ前ニ出來テ居リマス國稅ノ分ト殆ド同ジ文句ダト思ツテ宜シノデゴザイマスカ、是ハ一つアリマスガ、時間ガナカッタノデ私能ク見マセヌデシタガ……

ニアリマスルガ故ニ、大東亞大臣ガ副署大臣ニナラレルカドウカ、此ノ副署大臣ノ點ニ付キマシテハ、更ニ研究ヲ致シマシテ御答ヲ申上ゲタイト思ヒマス

○村上恭一君 此ノ事務ノ相互ノ囑託ニ付キマシテ、第一條ノ徵收金ノ徵收及送付ノ費用ハコチラノ地方團體が負擔スル、滿洲國ノ徵收金ヲコチラデ囑託ニ依ツテ取扱フ

場合ノ費用ハ、コチラガ負擔スルトスウアリマスガ、滿洲國ニ囑託シテ日本ノ徵收金

ノ送付ノ費用ハ、是ハ滿洲國デ負擔スルト云フ趣意デアリマスカ

○政府委員(山崎巖君) 只今御質問ノ通り

デアリマス

○村上恭一君 此ノ囑託事務ノ取扱ニ付テハ相當ノ經費ヲ要スル、是ハ相互ニ清算シ

ハ相當ノ經費ヲ要スル、是ハ相互ニ清算シ

云フ趣意ナシニスカ

○政府委員(山崎巖君) 徵收ニ關シマスル

車務費ハ大シタ問題デモゴザイマセヌシ、

兩方トモ清算シナイ建前ニナルノデアリマ

ス

○村上恭一君 第一條、第二條何レニ於キ

マシテモ地方稅ガ本體デアリマスガ、是ニ伴ツ

テ督促手數料、延滞金、滯納處分費ノ徵收、

其ノ徵收ハ相互ニ囑託スルノデアリマス、

國稅滯納處分ニ準ズル強制執行ヲ行ッタガ

目的ヲ達シナカッタ、ソコテ先方ニ囑託ス

ル、斯ウ云フ場合ガアル譯デスカ

○政府委員(古井喜寶君) 只今御話ノ通り

○村上恭一君 是ハ唯條文ノ文字ノコトデ

アリマスガ、第二條ノ第一項、日本側ノ官

憲ガ滿洲側ノ官憲カラ囑託ガアレバ、其ノ

金額ヲ「送付スルコトヲ得」トアリマスガ、

是ハ少クトモ趣旨ニ於テハ「送付スルコトヲ要ス」、ト云フコトデアルベキデハナイカ

ト思ヒマスガ、ドウシテ條文ニサウ御書キニ

ナラナカッタノカ、前ノ國稅ノ分ガ斯ウナ

テ居ルト言ハレレバソレ送付スケレドモ、

ドウモ趣旨カラ中シマスト「送付スペシ」、

「送付スルコトヲ要ス」トナケレバナラヌト、

レマスル法律案ハ原則トシテ當然樺太ニモ施行セラル、コトトシテ、法律ノ施行關係ヲ

内地ト同様ナラシメルト云フ御話ガゴザイマ思ヒマスガ……

○政府委員(古井喜寶君) 只今ノ點ハ向フ

カラ囑託ガアリマシタナラバ、徵收シテ送

付シナケレバナラヌ、斯ウ云フコトニ實際ノ扱ハナルト考ヘテ居リマスガ、只今御指

摘ノヤウニ國稅ノ共助法ノ例モアルコトデアリマスシ、一面内地ノ當該吏員ノ職務ト云フヤウナ見地カラシテ、此ノ規定ヲ主ト

シテ設ケテ居リマス關係デ「得」トナッテ居リマス、御話ノヤウニ囑託ガアレバ、必ズ徵

收シテ送ルト云フ趣意ニ相成ルモノト考ヘテ居リマス

○村上恭一君 囑託ノ結果此ノコトガ内地ノ官憲ノ職務トナル、斯ウ仰シヤイマシタガ、ソレナラバ「送付スルコトヲ要ス」ト

書カナケレバナラヌノデ、職權デアレバ「送付スルコトヲ得」モ宜シイガ、職權デナ

ク職務ナラバ尙更「送付スルコトヲ要ス」ト書カナケレバナラヌト思ヒマスガ、如何デスカ

○政府委員(竹内徳治君) 本年四月一日以降公布セラレマス法律ニ付キマシテハ、總

テは樺太ニ施行致シマス建前デ、今議會ニ提出致シテ居リマス法律案アタリニモ、

樺太ニ於テ特例ヲ要シマスヤウナ事項ヲ含ミマスモノニ付キマシテハ、其ノ法律ノ中ニ樺太ニ於テハ特例ヲ設ケ得ル旨ノ規定ヲ、

法律自身ノ中ニ規定致シテ居リマス、何分現在樺太ノ狀況カラ見マスト、交通ノ關係

或ハ在來所謂外地トシテ諸般ノ制度ガ出來テ居リマシタ關係デ、一般ノ法律ヲ其ノ儘

樺太ニ適用スルコトハ、現狀ニ於キマシテハ未だ困難ナモノゴザイマスノデ、是等ニ付テハ特例ヲ設ケ得ルヤウニ法律自體ノ

中ニ規定ヲ致シマシテ、其ノ施行ニ支障ナ

デアリマス

○子爵松平親義君 サウ致シマスト、此ノ

際廢止サレルト云フコトニナリマスナラバ、

同時ニ只今朝鮮ニ施行スベキ法令ニ關スル法律案、臺灣ニ施行スベキ律令ニ關スル法律案、是等ノ法律案モ同様ナ性質ヲ持ッタ法

律案デゴザイマスガ、是等ニ付キマシテハ、此ノ際何カ、臺灣、朝鮮ガ内地ニナリマシタ

ナラバ、律令權或ハ制令權ノヤウナモノニ付キマシテ、矢張リ最近ノ機會ニ於キマシテ考慮ヲ加ヘル必要ガアルト思ヒマスガ、

其ノ點ハ如何デゴザイマスカ

○政府委員(竹内徳治君) 内外地方行政一

テハ左様ナ事情ガアルカト存ジマス、又今後何年間ト云フコトモ、申上ゲラレマセヌガ、數年間ハ斯様ナ事情ガ繼續スルノデハ

ニ於キマシテモ矢張リ例外トシテハ、必ズシモ法律ノ全部ガ内地ト同様ニ施行セラレ

シテ、其ノ一部ノモノニ付テハ特例事項

トシテ、何カ法律ニ依ル勅令委任ノ方法デヤルト云フヤウニモノ考ヘラレマスガ、其ノ邊サウ云フ風ニ考ヘテ宜シイノデゴザイマスカ

トシテ、御承知ノ如ク交通ノ非常ナ不便ナ土

地或ハ北海道等ニ於キマシテハ、一般ノ法律ノ施行ニ當リマシテハ例外ヲ若干認メテ

居リヤウナ事情ゴザイマス、要スルニ地

方的ノ事情ニ依ツテ特例ヲ設ケル必要ガ残ル部分が起ル譯デアリマス、唯勿論極力是等ノ特例ノ必要ノナイヤウニ、樺太ヲ内地

ノ府縣ト同様ニ一日モ早く持ッテ參ルト云フ方針ハ、現在既ニ考ヘテ居ルヤウナ次第

デアリマス

○子爵松平親義君 只今ノ御話ハ一應了承致シマシタガ、内外地行政ノ一元化ト云フコトニナリマシタノデ、此ノ樺太ノ法律、明治四十年法律第一十五號ト云フモノヲ、此ノ

國際廢止サレルト云フコトニナリマスナラバ、

同時ニ只今朝鮮ニ施行スベキ法令ニ關スル法律案、臺灣ニ施行スベキ律令ニ關スル法律案、是等ノ法律案モ同様ナ性質ヲ持ッタ法

律案デゴザイマスガ、是等ニ付キマシテハ、此ノ際何カ、臺灣、朝鮮ガ内地ニナリマシタ

ナラバ、律令權或ハ制令權ノヤウナモノニ付キマシテ、矢張リ最近ノ機會ニ於キマシ

タガ、樺太ガ將來内地ニナリマシテモ、

其ノ實際ノ方面カラ見マシタ場合ニ、矢張リ

マスガ、申上ゲル迄モナク朝鮮、臺灣、樺

太、各、事情ヲ相當異ニ致シテ居リマス、ソ

コデ閣議ニ於キマシテモ、行政一元化ノ方針ノ具體的ノ現レト致シマシテ、樺太ハ之ヲ内地ニ編入スト云フコトヲ根本ノ方針ニ致シタ譯デアリマスガ、朝鮮、臺灣ニ付キマシテハ斯クノ如キ方向ニ直チニ持ツテアルコトハ、現在ノ事情カラ申シマシテ適當ニ若干ノ修正ヲ加ヘ、又朝鮮總督府、臺灣總督府等ノ監督等ニ對スル勅令等ハ出シテス、從ツテ朝鮮總督府官制、臺灣總督府官制ニ若干ノ修正ヲ加ヘ、又朝鮮總督府、臺灣總督府等ノ監督等ニ對スル勅令等ハ出シテ居リマスガ、現在ノ所謂總督政治、總督ノ下ニ綜合的ニ諸般ノ制度ノ管理ヲ致スト云フ此ノ建前ニハ變更ヲ加ヘテ居ラヌ譯デアリマス、從ヒマシテ朝鮮、臺灣ニ於ケル法令ノ關係、所謂朝鮮ニ於テ制令ヲ制定スル、臺灣ニ於テ律令ヲ制定スルト云フ建前ニハ變更ヲ加ヘナイト云フ方針ヲ決メテ居ルヤウナ次第デアリマス

マス、斯様ナ情勢ニゴザイマズル一ツノ一元化ト云フ根本ノ方針ヲ決メマシタ、之ヲ具體的ニドウ云フ風ニヤツテ參ルカト云フコトハ、實情ヲ見、朝鮮、臺灣ノ施政ノ發展ニ應ジテ今後考ヘテ參ルコトニナルコト存ズル次第アリマス
○子爵松平親義君 重ネテ伺ヒマスガ、サウ致シマスト私共ノ考ト致シマシテ、朝鮮、臺灣ハ矢張リ内地デアルノダ、併シ今日迄ノ朝鮮、臺灣ノ實情、特殊事情ト申シマスカ、サウ云ツタヤウナモノニ顧ミマシテ、方針トシテハ内地ナンダ、内地ニシテ行クノダケレドモ、事實上ニ於テハ矢張リソコニ朝鮮、臺灣トシテノ特殊ノ事情ヲ認メテ行クノダ、併シ將來又段々特殊事情ヲナクシテ行ク積リデアルト云フヤウナ風ニ考ヘテ宜シイノデスカ
○政府委員(竹内德治君) 左様デゴザイマス
○子爵松平親義君 モウ一點伺ヒマスガ、只今ノヤウナ御話カラシマスト、此ノ明治四十年法律第二十五號ノ廢止ヲ要スルト云コトデアリマスガ、私ノ感ジマス所、敢テ此ノ法律ヲ此ノ際廢止シナイデモ、存在シテ此ノ儘ニシテ置キマシテモ差支ナイヂヤネイカ、將來制定セラレマス所ノ法律案ニ付キマシテ矢張リ勅令ヲ施行スルト云コトニシテ參リマシテ、其ノ地方ノ事情ニ顧ミマシテ或場合ニハ其ノ一部ヲ施行スル、又全部ヲ施行スルト云フコトヲ、其ノ法律ガ制定セラレマス度ニ、勅令デ以テ決メテ行クト云フ風ニナサルナラバ、結局現在此ノ法律ガサウ云フヤウナヤリ方ヲシテ居ルノヂヤナイカト思ヒマスノデ、此ノ法律ガ

○政府委員(竹内徳治君)　此ノ廢止法律案ヲ考へマシタ根本ハ、権太ハ之ヲ内地ニ編入シ、朝鮮、臺灣ハ是ハ先程ノ御質問ニ對スル答辯デハ不足致シマシタガ、内地トハ致サナイ、外地デハアルガ内地ト行政ノ一元化ヲ行フト云フ建前ニシタ譯アリマス、権太ニ於キマシテハ之ヲ内地ト同様ニ致スト云フ建前デゴザイマス、之ニ對シテ今財政的ニモ行政的ニモ、現狀ハ内地ト達ヒガゴザイマスガ、其ノ本ニナッテ居リマスノハ、法制的ニ此ノ明治四十年法律第二千五百號ト云フモノガゴザイマシテ、権太ニ對シテハ内地ニ一般ニ行ハレマスル法律ガ直チニハ行カヌ、此處ニ關ガアル、此ノ關ヲ撤廢スルト云フコトガ法制的ニ、此ノ権太ノ内政化ノ第一段ト考へテ居ル次第アリマス、在來モ権太ハ朝鮮、臺灣ト違ヒマシテ、内地ノ法律ガ施行サレテ居リマス、今迄出來マシタ法律ノ中、是ハ御手許ニ資料モ差上ダゲテ置キマシタガ、権太ニ施行ヲ要スルヤウナ法律ハ原則トシテ總テ勅令ニ依リマシテ、権太ニ全部或ハ一部ノ施行ヲサレテ居ルヤウナ狀態デアリマス、元來カラ申シマスレバ、大部分ノ法律ト云フモノハ権太ニ施行サレテ差支ナイモノデアリマスガ、今迄ハ建前ガ、所謂外地ノ一つトシテアリマシタ爲ニ、権太ニ施行ノ必要ノナイ法律ハ持ツテ行カナカッタノデアリマス、左様ナ關係デゴザイマスルノデ、此ノ際此ノ明治四十年法律第二十五號ヲ廢止シマシテ、今後出マス法律ハ總テ権太ニ施行スルコトニ致シマシテモ、實際上ハ非常ナ支障ナナイ譯デゴザイマス、ソレヲ現在ノ儘ニ

致シテ構キマスト、一々又勅令ノ制定ヲ仰
フ手數ガ掛ル譯デアリマス、旁、此ノ際此ノ
法律ヲ廢止致シマシテ、今後ノ法律ハ總テ
権太ニ施行シテ參ル、斯ウ云フ建前ヲ採ル
コトニ致シタイト存ズル次第アリマス
○子爵松平親義君 私ノ質問ハ是デ終リマ
ス

○堀切善次郎君 此ノ法律ノ廢止ニ伴ヒ、マ
シテ、権太施行法律特例ト云フ大正九年勅
令第二百二十四號、ト參考書ニアリマス、此
ノ勅令ハ矢張リ殘ツテ行クコトニナリマス
カ

○政府委員(竹内德治君) 今回提案致シテ
居リマス法律案ニ附則ガ設ケテゴザイマシ
テ、本法ハ十八年ノ四月一日ヨリ施行致シ
マスガ、本法施行前公布セラレマシタ法律、
詰リ現在迄出テ居リマス法律ノ権太施行ニ
關シテハ仍從前ノ例ニ依ル、其ノ全部又ハ
一部ノ改正法ナル場合ハ今後公布セラル
ル法律ニ付テモ又同ジ、斯ウ云フ規定ガゴ
ザイマシテ、現在迄出テ居リマス法律ハ、
當分之ヲ直チニ権太ニ施行スルト云フコト
ハ色々困難ナモノ相當ゴザイマスルノデ、
暫ク現狀ノ儘ニ致シテ置キマス、從ツテ此ノ
限リニ於キマシテハ、明治四十年法律第二
十五號ガ事實上生キタト同ジニナリマスノ
デ、今迄出テ居リマス法律ヲ権太ニ施行ス
ルノハ、矢張リ勅令ニ依ツテ施行シテ參ル、
其ノ施行致シマス勅令ニ於テ必要アル場合
ニ於テハ、此ノ明治四十年法律第二十五號
ノ中ニ特例規定ヲ設ケル旨ノ規定ガゴザイ
マス、矢張リ特例ヲ設ケテ施行シテ參ルコ
トガ出來ルヤウニ相成ル譯デゴザイマス、
從ヒマシテ在來ノ法律ノ施行ニ付テ設ケラ

レテ居リマス此ノ現在ノ特例ニ關スル勅令

ハ、當分之ヲ存續サセル必要ガアラウト考

ヘテ居リマス

○堀切善次郎君 此ノ樺太ノ内地編入ノ根

本方針ニ依リマシテ、從來ノ此ノ勅令ニ依ッテ

ヤシテ居ラレルコトモ漸次整備セラレル

ノデヤナカト想像致シマスガ、例ヘバ稅

務關係ナンカニ付キマシテモ、樺太ニ付テ

特殊ノヤリ方ニナシテ居ルヤウデアリマス

ガ、是等ハ矢張リ當分此ノ儘ニ行クコトニ

ナリマスデセウカ

○政府委員(竹内德治君) 今御示ニナリ

マシタ稅務關係ノ法律デゴザイマスガ、

今回ノ樺太内地編入ニ當リマシテモ御承

知ノ如ク、在來ハ樺太ニ於キマスル稅ハ

相當低イヤウナモノガゴザイマス、之ヲ此

内地ト同ジモノモゴザイマスガ、樺太ノ

民度、經濟發展ノ狀況等カラ見マシテ、

色々ノ稅ニ於キマシテ、稅率等ガ内地ヨリ

相當低イヤウナモノガゴザイマス、之ヲ此

ノ際一舉ニ内地ト一緒ニ致シマスト云フ

コトハ、島民ノ經濟ニモ相當ノ影響ヲ與

合シテ參ルト云フコトヲ先般閣議ニ於テ方

針トシテ決メ、之ヲ發表致シタヤウナ次第

デアリマス、從ヒマシテ此ノ際稅ヲ、

直チニ内地ノ稅法ヲ施行致スト云フコトニ

ナルト、其ノ租稅負擔ノ激變ヲ來スヤウナ

コトモゴザイマスノデ、現在ハ御承知ノ通

リ樺太ニ施行スル租稅ニ關スル件ト云フ法

律ニ依リマシテ、樺太ニ於テハ大體内地ノ

稅法ニ倣シテ居リマスガ、稅率其ノ他ニ於テ

内地ト違フ稅制ガ施行サレテ居リマス、之ヲ

漸次改正シテ參リマシテ、内地ト同一ニシ

テ宜シイ時期ニ内地ノ稅法施行ニ切替ヘ

ル、斯様ニ考ヘテ居ルヤウナ次第デアリマ

ス

○堀切善次郎君 樺太ニ付キマシテノ地方

團體等ニ對シマシテハ、現在ノ所デ特別ノ

樺太ノ市制町村制ニ依ッテ居ルヤウデアリ

マスガ、アレ等ハ矢張リ内地編入ノ根本方

針ニ依ッテ、内地ノ市制町村制ト同ジモノガ

施行サレルヤウナ御方針デアリマセウカ、

或ハ北海道アタリニ付テハ又特別ノ制度モ

ゴザイマスカラ、當分特別ニサレルノデア

リマセウカ、ソレカラモウ一つハ、樺太自

體ガ今特別會計ニナシテ居ルヤウデスガ、內

地編入ト云フコトニナリマスト樺太自體ノ

何ト言ヒマスカ、地方費、地方團體的ノ性

格、樺太ノ地方費ト云フヤウナモノデスガ、

ソレ等モ矢張リ認メラル、コトニナルモノノ

デアリマセウカ、ソレ等ノ際ニ矢張リ此ノ

負擔ノ激變等ガ參リマスト、矢張リ樺太ノ

開發ノ上ニ色々支障ヲ來シハシナイカト云

ヒタイト思ヒマス

○政府委員(山崎巖君) 樺太ニ市制町村制

ヲ施行スルカドウカト云フ第一ノ御尋デ

ゴザイマスガ、御承知ノヤウニ現在樺太ニ

於キマシテハ、特別ノ制度ガアル譯デアリ

マス、唯內容ハ市制ニ付キマシテハ、殆ド

コトモゴザイマスノデ、現在ハ御承知ノ通

リマスガ、町村制ニ付キマシテハ、是亦御

承知ノ通リニ相當内地ノ制度トハ異シテ居

リマス、今回市制、町村制ノ改正案ヲ提案

ヲ致シテ居リマスガ、其ノ法律案ノ中ニ、

樺太ニ於キマシテ内地ト同ジヤウニ、原

則ト致シマシテハ此ノ法律ヲ適用スルト云

フ建前ニ致シテ居ルノデアリマス、併シナ

ガラ樺太ニ於テハ從來カラ特殊ノ事情モゴ

ザイマスノデ、實質的ニハ相當内地ノ、殊

ニ町村ニ於キマシテハ急激な變化ヲ致シマ

スノデ、此ノ點ニ付テハ矢張リ特別ノ制度モ

ケテ參リタイト存ジテ居リマス、法制ノ建

前ト致シマシテハ、此ノ市制、町村制ノ中

ニ包含致シマスルケレドモ、實質ハ現在ト

殆ド變ラナイヤウナ建前デ進メテ行キタイ

ト、斯ウ云フヤウニ考ヘテ居リマス、第二

ノ御尋ノ樺太ニ於キマシテ地方費ヲ設定ス

ル問題デゴザイマスガ、是モ實ハ内地編入

ト云フ問題ヲ研究致シマスル場合ニ、相當

ト、斯ウ云フヤウニ考ヘテ居リマス、第二

ノ御尋ノ樺太ニ於キマスル負擔

ス、併シナガラ此ノ樺太ニ於キマスル負擔

ト云フコトニ付キマスガ、是モ實ハ内地編入

ト云フ問題ヲ研究致シマスル場合ニ、相當

ト、斯ウ云フヤウニ考ヘテ居リマス、第二

ノ御尋ノ樺太ニ於キマスル負擔

ス、併シナガラ此ノ樺太ニ於キマスル負擔

ト云フ問題ヲ研究致シマスル場合ニ、相當

ト、斯ウ云フヤウニ考ヘテ居リマス、第二

ノ御尋ノ樺太ニ於キマスル負擔

ス、併シナガラ此ノ樺太ニ於キマスル負擔

ト云フ問題ヲ研究致シマスル場合ニ、相當

ト、斯ウ云フヤウニ考ヘテ居リマス、第二

ノ御尋ノ樺太ニ於キマスル負擔

ス、併シナガラ此ノ樺太ニ於キマスル負擔

ト云フ問題ヲ研究致シマスル場合ニ、相當

ト、斯ウ云フヤウニ考ヘテ居リマス、第二

ノ御尋ノ樺太ニ於キマスル負擔

ス、併シナガラ此ノ樺太ニ於キマスル負擔

ト云フ問題ヲ研究致シマスル場合ニ、相當

ト、斯ウ云フヤウニ考ヘテ居リマス、第二

○政府委員(山崎巖君) 樺太廳ノ特別會計

ノ問題ハ、差當リ十八年度ニ於キマシテハ

之ヲ存置スルト云フ方針ニ相成ッテ居リマ

ス、是ノ廢止ハ將來ノ問題トシテ今後十分

研究シナケレバナラヌ問題デゴザイマスガ、

一面之ヲ廢止致シマスニ付テハ、或ハ地方

費ノ設定ノ問題デアリマストカ、或ハ北海

道ニ於キマス抵殖費ノ設定ノ問題デゴザイ

マスガ、サウ云フ問題ハ非常ニ關聯ヲ持ツテ

來ル問題ト考ヘルノデアリマス、是等ノ點

ヲ睨ミ合セマシテ、將來ノ問題ト致シマシテ、

特別會計ノ廢止ノ方向ニ持ツテ參リタイ、斯

ウ云フヤウニ考ヘテ居ル次第デアリマス、

ソレカラ第一ノ御尋ノ綜合行政ヲ將來ドウ

云フ風ニ持ツテ行クカト云フ問題デゴザイ

マスガ、此ノ問題ニ付キマシテハ各省トモ

十分ノ協議ヲ遂ゲマシテ、只今ノ所先程他

ノ政府委員カラ申上ゲマシタヤウニ、遞信

ナリ、或ハ鐵道ノ關係、ソレカラ航空、氣

象ト云フヤウナ問題ニ付キマシテハ、ソ

レゾレ特別ノ官署ヲ設ケマシテ、各省ノ監

督指揮ヲ仰グ建前ニ致シテ居リマスガ、其

ノ他ノ行政ニ付キマシテハ總テ樺太長官ヲ

シテ綜合實施ニ付ラシメル、サウシテ各省

大臣ノ指揮監督ノ下ニ立テマシテ、樺太長

官が綜合實施ニ當ル、斯ウ云フ風ナ建前ニ

考ヘテ居ルノデアリマス、今現在ノ問題ト

シテハ、將來ハ別トシマシテ、現在ト致シ

マシテハサウ云フ風ニ考ヘテ居ル次第デア

リマス、行シテ居リマスガ、稅率其ノ他ニ於テ

内地ト違フ稅制ガ施行サレテ居リマス、之ヲ

漸次改正シテ參リマシテ、内地ト同一ニシ

テ宜シイ時期ニ内地ノ稅法施行ニ切替ヘ

ル、斯様ニ考ヘテ居ルヤウナ次第デアリマ

ス

フ御方針デ進マレルコト考ヘマスガ、サ

ウ承知シテ宜シウゴザイマセウカ

○政府委員(山崎巖君) 只今御話ノ通リニ
樺太ニ對シマシテハ、衆議院議員選舉法ハ

施行ニ相成ダテ居ラヌノデゴザイマスガ、内

地編入ノ原則ヲ定メマシタ以上、出來ルダ

ケ速カニ之ヲ施行シタイト云フ政府ノ方針

ニ相成ダテ居リマス、其ノ時期ニ付キマシ

テハハッキリシタコトハ申上ゲ兼ネマスケ

レドモ、近イ將來ニ選舉法ノ改正ガ行ハレ

マス機會ニハ、當然ニ問題ニナルコトデア

ラウト考ヘマス

○堀切善次郎君 私ノ質問ハ是デ終リマス

○子爵松平親義君 此ノ頂戴致シマシタ參

考資料ノ中ニ「新附ノ同胞ヲ包擁スル」ト云フ

コトガゴザイマスガ、現在樺太ニ居リマス、

詰リ土人ノコトダト思ヒマスガ、新附ノ同

胞ト申シマスト人口ニ致シマシテドノ位居

リマスカ……

○政府委員(竹内徳治君) 今御指摘ニナリ

マシタノハ説明ノ所カト存ジマスガ……

○子爵松平親義君 サウデス

参考ニ申上ゲマスト、樺太ノ昭和十六年末

ノ人口ガ四十萬六千五百餘人トナッテ居リ

マス、此ノ内地人ガ三十八萬六千人、朝鮮人ガ一萬九千七百人、ソレカラ土人、此ノ説明ヲ申上ゲマスガ、土人ガ四百二十人

マス、外國人ガ三百六人、斯様ニナッテ居リマス、此ノ内地人ノ中ニ實ハ「アイヌ」人、所謂「ギ

リヤーク」トカ、「オロッコ」トカ、樺太領有前

カラアスコニ住ンデ居リマス外國人デナイ

何ト申シマスカ、アスコノ所謂土人デゴザ

イマシテ、是ハ國籍ヲ持ツテ居リマセヌ、無

トサウ云フコトデアリマス

○村上恭一君 樺太ノ綜合行政ト云フコト

デ堀切君カラ御尋ガゴザイマシテ、御答辯

ガゴザイマシタガ、先般内務省ニ連絡委員

會ト云フモノガ出來マシテ、アレニハ朝鮮、臺灣ノミナラズ、樺太モ結ビ付イテ居リマ

スガ、樺太ノ内地編入ノ程度ガ或程度進行

シマスレバ、内務省ノ連絡委員會カラ樺太

ヲ取離シテ宜シイノヂヤナイカト思ハレマ

スガ、其ノ邊ニ付キマシテノ御見込ヲ伺ヒ

タイト思ヒマス

○政府委員(山崎巖君) 内務省ニ於キマス

ル外地關係ノ連絡委員會ト云フモノハ、只今

御話ノ通リニ主トシテ是ハ臺灣、朝鮮ニ關

シマスル各省ノ連絡ヲ主要ナ任務ニ致シテ

居リマス、唯本年ノ三月末日迄ハ樺太ニ付

キマシテモ同様マダ純然タル内地編入ガ出

來テ居ナイ譯デアリマスカラ、其ノ間ニ於キ

マシテハ、各省ト色々協議ヲスル事項ガ樺太ニ於テモ殘ツテ居リマス、併シナガラ來年度ハ、即チ本年ノ四月一日以降ニ於キマシテハ、大體樺太ニ付キマシテハ、内地編入ニ關シマスル大キナ方針ガ決ル譯デゴザイマスガ、其ノ以後ニ付キマシテハ、連絡委員會ヲ樺太ニ於テ活用スルト云フコトハナイ

ト、斯様ニ考ヘテ居リマス

○政府委員(竹内徳治君) 勅令ニ依ヅテ施

行サレテ居リマス法律ヲ廢止スル必要ノゴ

ザイマスル場合ハ、實例ハ今迄ナカツタコトト存ジマスルガ、廢止致シマスル場合ニハ、

御話ノ通リニ主トシテ是ハ臺灣、朝鮮ニ關

シマスル各省ノ連絡ヲ主要ナ任務ニ致シテ

居リマス、唯本年ノ三月末日迄ハ樺太ニ付

キマシテモ同様マダ純然タル内地編入ガ出

來テ居ナイ譯デアリマスカラ、其ノ間ニ於キ

マシテハ、各省ト色々協議ヲスル事項ガ樺太ニ於テモ殘ツテ居リマス、併シナガラ來年度ハ、即チ本年ノ四月一日以降ニ於キマシテハ、大體樺太ニ付キマシテハ、内地編入ニ

關シマスル大キナ方針ガ決ル譯デゴザイマ

スガ、其ノ以後ニ付キマシテハ、連絡委員

會ヲ樺太ニ於テ活用スルト云フコトハナイ

ト、斯様ニ考ヘテ居リマス

○村上恭一君 本法附則第二項ノ適用ニ付

テデアリマスガ、是ハ今新シク起ツタ問題デ

ハアリマセス、今迄持ツテ居タ私ノ疑問ヲ、

テ居ル意見デゴザイマセウカ、ト申シマス

○村上恭一君 只今御尋ネ致シマシタコト

マシタ點ノ手續ハ總テ勅令デ宜シイ、全然

ハ、私一個ノ今迄ノ疑問ナノデアリマスル

法律ハ要セナイト云フヤウナ御見解ノヤウ

スコトニ致シタイト思ヒマス

ハ、私一個ノ今迄ノ疑問ナノデアリマスル

ガ、同時ニ本法ノ附則第二項ノ適用上、今

後ニ残サレテ居ル問題デアリマスルカラ、

十分ニ研究ノ上デ、確トシタ所ヲ御決定ノ

シテ居リマセヌノデ、色々研究シテ居リマ

スガ、大體陸軍地域トシマシテハ香港「フ

イリッピン」、「スマトラ」、「ビルマ」、「マラ

イ」、「スマトラ」、「ジヤワ」、「ボルネオ」、

デアリマス、海軍ノ方デハ南「ボルネオ」、

「セレベス」、「セラン」等デ、又「ニユーギ

ニヤ」トカ、其ノ邊ハマダモウ少シ研究致

シテ居リマス、大體ニ於キマシテ日本人ノ

居ルヤウナ所ハ大體ヤリタイト思ツテ居リ

マス

○子爵大岡忠綱君 此處ニ申シマス占領地

軍政官憲ト云フノハドノ程度ノ者ガ指定サ

レルノデアリマスカ

○政府委員(二宮義清君) 是モマダ確定致

シテ居リマセヌ、至急研究致シテ居リマス

ガ、矢張り軍政總監、ソレカラ各軍ニ居リ

マス軍政官及ビ之ニ準ズル者、大體支部長

等アタリモ或程度ヤラナケレバ實際動イテ

行カナイト思ツテ居リマス、大體今ノ所ハサ

ウ云フ風ニ研究致シテ居リマス

○男爵今園國貞君 「在留臣民其ノ他ノ者」

トアリマスガ、「其ノ他ノ者」ト云フノハド

マス、唯其ノ爲ニ兩會社ノ運營上、日本人

側ノ力ガ幾分カ伸ビ難イト云フヤウナ事情

モアリハシナイカ、大變懸念シテ居リマス

ガ、此ノ點御尋ね致シマス

○政府委員(山本熊一君) 只今ノ御懸念ノ

會社法中改正法律案、之ヲ一括シテ議題ニ

致シマス

○下條康麿君 北支那開發株式會社法、中

支那振興株式會社法兩案ニ通ズル問題デア

リマスガ、實ハ先般南京ノ國民政府ニ對ス

ル政策ノ變換ガアルヤニ聞キマスガ、其ノ

關係カラ此ノ會社ノ經營上ニ影響ガアリハ

シナイカト云フヤウナコトヲ考ヘテ居ルノ

デアリマス、此ノ國策轉換ノ事情ニ付テ御

話ヲ承レバ大變結構ト思ヒマス

○政府委員(山本熊一君) 國策會社ノ從來

ノ運營其ノ他ト今度ノ新政策ニ關聯致シ

マシテハ、新政策ハ要スルニ經濟政策ノ上

カラ申シマスレバ、從來通り矢張リ日支經

濟提携ノ實ヲ促進スルト云フ所ニ依リマシ

テ、其ノ方法トシテハ出來ルダク支那側ノ

創意ト積極性ヲ利用シ、且積極的ニ向フガ

日本側ニ協力スルヤウナ態勢ニ進メテ行ク

ト云フ所ニアルノデアリマス、從ヒマシテ

國策會社ノ運營トカ、或ハ將來ノ動カシ方

ト云フヤウナコトニ付キマシテモ、此ノ方

針ニ副フヤウニ箇々ノ問題ニ付キマシテハ

モ、戰力ノ増強ト云フ所ニ重點ヲ置キマス

コトハ變リハアリマセヌノデ、ソレニハ支

障ナイヤウニ有ラニル方面カラ準備ヲ整ヘ

テ進ンデ行キタイト云フ考デアリマス

○下條康麿君 支那側ノ創意並ニ支那側ノ

意見ヲ尊重セラレルコトハ誠ニ結構デアリ

マス、唯其ノ爲ニ兩會社ノ運營上、日本人

側ノ力ガ幾分カ伸ビ難イト云フヤウナ事情

モアリハシナイカ、大變懸念シテ居リマス

ガ、此ノ點御尋ね致シマス

○政府委員(山本熊一君) 只今ノ御懸念ノ

會社法中改正法律案、之ヲ一括シテ議題ニ

致シマス

○下條康麿君 北支竝ニ中支方面ノ治安ノ

支那振興株式會社法兩案ニ通ズル問題デア

リマスガ、實ハ先般南京ノ國民政府ニ對ス

「セレベス」、「セラン」等デ、又「ニユーギ

ニヤ」トカ、其ノ邊ハマダモウ少シ研究致

シテ居リマス、大體ニ於キマシテ日本人ノ

居ルヤウナ所ハ大體ヤリタイト思ツテ居リ

マス

○子爵大岡忠綱君 此處ニ申シマス占領地

軍政官憲ト云フノハドノ程度ノ者ガ指定サ

レルノデアリマスカ

○政府委員(二宮義清君) 是モマダ確定致

シテ居リマセヌ、至急研究致シテ居リマス

ガ、矢張り軍政總監、ソレカラ各軍ニ居リ

マス軍政官及ビ之ニ準ズル者、大體支部長

等アタリモ或程度ヤラナケレバ實際動イテ

行カナイト思ツテ居リマス、大體今ノ所ハサ

ウ云フ風ニ研究致シテ居リマス

○男爵今園國貞君 「在留臣民其ノ他ノ者」

トアリマスガ、「其ノ他ノ者」ト云フノハド

マス、唯其ノ爲ニ兩會社ノ運營上、日本人

側ノ力ガ幾分カ伸ビ難イト云フヤウナ事情

モアリハシナイカ、大變懸念シテ居リマス

ガ、此ノ點御尋ね致シマス

○政府委員(山本熊一君) 只今ノ御懸念ノ

會社法中改正法律案、之ヲ一括シテ議題ニ

致シマス

○下條康麿君 北支竝ニ中支方面ノ治安ノ

支那振興株式會社法兩案ニ通ズル問題デア

リマスガ、實ハ先般南京ノ國民政府ニ對ス

「セレベス」、「セラン」等デ、又「ニユーギ

ニヤ」トカ、其ノ邊ハマダモウ少シ研究致

シテ居リマス、大體ニ於キマシテ日本人ノ

居ルヤウナ所ハ大體ヤリタイト思ツテ居リ

マス

○子爵大岡忠綱君 此處ニ申シマス占領地

軍政官憲ト云フノハドノ程度ノ者ガ指定サ

レルノデアリマスカ

○政府委員(二宮義清君) 是モマダ確定致

シテ居リマセヌ、至急研究致シテ居リマス

ガ、矢張り軍政總監、ソレカラ各軍ニ居リ

マス軍政官及ビ之ニ準ズル者、大體支部長

等アタリモ或程度ヤラナケレバ實際動イテ

行カナイト思ツテ居リマス、大體今ノ所ハサ

ウ云フ風ニ研究致シテ居リマス

○男爵今園國貞君 「在留臣民其ノ他ノ者」

トアリマスガ、「其ノ他ノ者」ト云フノハド

マス、唯其ノ爲ニ兩會社ノ運營上、日本人

側ノ力ガ幾分カ伸ビ難イト云フヤウナ事情

モアリハシナイカ、大變懸念シテ居リマス

ガ、此ノ點御尋ね致シマス

○政府委員(山本熊一君) 只今ノ御懸念ノ

會社法中改正法律案、之ヲ一括シテ議題ニ

致シマス

○下條康麿君 北支竝ニ中支方面ノ治安ノ

支那振興株式會社法兩案ニ通ズル問題デア

リマスガ、實ハ先般南京ノ國民政府ニ對ス

「セレベス」、「セラン」等デ、又「ニユーギ

ニヤ」トカ、其ノ邊ハマダモウ少シ研究致

シテ居リマス、大體ニ於キマシテ日本人ノ

居ルヤウナ所ハ大體ヤリタイト思ツテ居リ

マス

○子爵大岡忠綱君 此處ニ申シマス占領地

軍政官憲ト云フノハドノ程度ノ者ガ指定サ

レルノデアリマスカ

○政府委員(二宮義清君) 是モマダ確定致

シテ居リマセヌ、至急研究致シテ居リマス

ガ、矢張り軍政總監、ソレカラ各軍ニ居リ

マス軍政官及ビ之ニ準ズル者、大體支部長

等アタリモ或程度ヤラナケレバ實際動イテ

行カナイト思ツテ居リマス、大體今ノ所ハサ

ウ云フ風ニ研究致シテ居リマス

○男爵今園國貞君 「在留臣民其ノ他ノ者」

トアリマスガ、「其ノ他ノ者」ト云フノハド

マス、唯其ノ爲ニ兩會社ノ運營上、日本人

側ノ力ガ幾分カ伸ビ難イト云フヤウナ事情

モアリハシナイカ、大變懸念シテ居リマス

ガ、此ノ點御尋ね致シマス

○政府委員(山本熊一君) 只今ノ御懸念ノ

會社法中改正法律案、之ヲ一括シテ議題ニ

致シマス

○下條康麿君 北支竝ニ中支方面ノ治安ノ

支那振興株式會社法兩案ニ通ズル問題デア

リマスガ、實ハ先般南京ノ國民政府ニ對ス

「セレベス」、「セラン」等デ、又「ニユーギ

ニヤ」トカ、其ノ邊ハマダモウ少シ研究致

シテ居リマス、大體ニ於キマシテ日本人ノ

居ルヤウナ所ハ大體ヤリタイト思ツテ居リ

マス

○子爵大岡忠綱君 此處ニ申シマス占領地

軍政官憲ト云フノハドノ程度ノ者ガ指定サ

レルノデアリマスカ

○政府委員(二宮義清君) 是モマダ確定致

シテ居リマセヌ、至急研究致シテ居リマス

ガ、矢張り軍政總監、ソレカラ各軍ニ居リ

マス軍政官及ビ之ニ準ズル者、大體支部長

等アタリモ或程度ヤラナケレバ實際動イテ

行カナイト思ツテ居リマス、大體今ノ所ハサ

ウ云フ風ニ研究致シテ居リマス

○男爵今園國貞君 「在留臣民其ノ他ノ者」

トアリマスガ、「其ノ他ノ者」ト云フノハド

マス、唯其ノ爲ニ兩會社ノ運營上、日本人

側ノ力ガ幾分カ伸ビ難イト云フヤウナ事情

モアリハシナイカ、大變懸念シテ居リマス

ガ、此ノ點御尋ね致シマス

○政府委員(山本熊一君) 只今ノ御懸念ノ

會社法中改正法律案、之ヲ一括シテ議題ニ

致シマス

○下條康麿君 北支竝ニ中支方面ノ治安ノ

支那振興株式會社法兩案ニ通ズル問題デア

リマスガ、實ハ先般南京ノ國民政府ニ對ス

「セレベス」、「セラン」等デ、又「ニユーギ

ニヤ」トカ、其ノ邊ハマダモウ少シ研究致

シテ居リマス、大體ニ於キマシテ日本人ノ

居ルヤウナ所ハ大體ヤリタイト思ツテ居リ

マス

○子爵大岡忠綱君 此處ニ申シマス占領地

軍政官憲ト云フノハドノ程度ノ者ガ指定サ

レルノデアリマスカ

○政府委員(二宮義清君) 是モマダ確定致

シテ居リマセヌ、至急研究致シテ居リマス

ガ、矢張り軍政總監、ソレカラ各軍ニ居リ

マス軍政官及ビ之ニ準ズル者、大體支部長

等アタリモ或程度ヤラナケレバ實際動イテ

行カナイト思ツテ居リマス、大體今ノ所ハサ

ウ云フ風ニ研究致シテ居リマス

○男爵今園國貞君 「在留臣民其ノ他ノ者」

トアリマスガ、「其ノ他ノ者」ト云フノハド

マス、唯其ノ爲ニ兩會社ノ運營上、日本人

側ノ力ガ幾分カ伸ビ難イト云フヤウナ事情

モアリハシナイカ、大變懸念シテ居リマス

ガ、此ノ點御尋ね致シマス

○政府委員(山本熊一君) 只今ノ御懸念ノ

會社法中改正法律案、之ヲ一括シテ議題ニ

致シマス

○下條康麿君 北支竝ニ中支方面ノ治安ノ

支那振興株式會社法兩案ニ通ズル問題デア

リマスガ、實ハ先般南京ノ國民政府ニ對ス

「セレベス」、「セラン」等デ、又「ニユーギ

ニヤ」トカ、其ノ邊ハマダモウ少シ研究致

シテ居リマス、大體ニ於キマシテ日本人ノ

居ルヤウナ所ハ大體ヤリタイト思ツテ居リ

マス

○子爵大岡忠綱君 此處ニ申シマス占領地

質問ガゴザイマセヌケレバ、實ハ飯塚委員ヨリ、今日ハ據口ナク午後ハ出ラレナイガ、次會ニ此ノ法案ニ付テ質問ヲシタイト云フ

コトデアリマスカラ、此ノ法案ニ付テハ此ノ程度デ止メテ置キマシテ、先ニ進ングラ

デアリマスカラサウ致シマス、北支那開發株式會社法中改正法律案、中支那振興株式會社法

會社法中改正法律案、之ヲ一括シテ議題ニ致シマス

○下條康麿君 北支竝ニ中支方面ノ治安ノ

支那振興株式會社法兩案ニ通ズル問題デア

リマスガ、實ハ先般南京ノ國民政府ニ對ス

「セレベス」、「セラン」等デ、又「ニユーギ

ニヤ」トカ、其ノ邊ハマダモウ少シ研究致

シテ居リマス、大體ニ於キマシテ日本人ノ

居ルヤウナ所ハ大體ヤリタイト思ツテ居リ

的協力ヲ期待スルト云フ御話デアリマスガ、ソレニ依リマシテ是迄ノ北支那開發會社、或ハ中支那振興會社ノ方デ經營ヲシテ居リマシタトカ、投資ヲシテ居リマシタ會社ノ事業ヲ向フノ方ニ引渡シテ經營サセル、此ノ會社トシテハ手ヲ退イテ行クト云フヤウナ關係ハ起リマスマイカ、如何ガデアリマセウカ、御説明ヲ願ヒタイ

○政府委員(山本熊一君) 従來是等會社ノ經營シテ居リマシタ子會社其ノ他ニ於テ、内容的ニ或ハ支那側ニ對シテ參加ノ度ヲ強メサセルト云フヤウナ調整ハ、或種ノモノニ付キマシテ起り得ルト思ヒマス、尙敵產ノ管理等ニ關聯致シマシテ、直接間接サウ云フ關係ノコトモ起ルデアラウト云フヤウニ考ヘテ居リマス

○堀切善次郎君 今御話モ出マシタガ、此ノ敵產ノ關係ハ、今度敵產ノ管理ニ付テ特別會計ガ出來ルヤウデスガ、アレノ影響ヲ受ケル部面ガアリマセウカ、アリマスマイカ

○政府委員(宇佐美珍彥君) 御答ヘ申上ガマス、此ノ度ノ敵產ノ特別會計ト此ノ兩會社トノ關係ト申シマスカ、影響ト申シマスルノハ、結局斯ウ云フコトニナルト思フノデアリマス、アノ特別會計ハ今迄アリマスル敵產ノ中、帝國ニ歸屬サセマシタモノガアノ會計ニ入ルノデアリマシテ、サウシテ其ノ帝國ニ歸屬サシタ財產ノ運用ニ於キマシテ、或ハ其ノ財產ヲ手ニ依リマシテ此ノ兩會社ニ出資スルト云フヤウナ場合モアルダラウカト思ヘルノデアリマス、又財產ニ依リマシテハ、政府ガ民間ノ會社ニ賣却ヲ致シマスルト云フコトモアルト思フノデアリマス、サウ云フヤウナ形態ニ於キマシテ、此ノ

兩會社が關係ヲ致ス場合モ出テ來ルト思フ
ノデアリマスガ、今日ノ所如何ナル財産、即
チ如何ナル事業が此ノ兩會社ニ關係スルト
云フコトニナリマスルカ、マダ決定致シテ
居ラナイ次第ゴザイマス、左様御承知ヲ
願ヒマス

○子爵松平親義君　此ノ北支那開發株式會
社ト中支那振興株式會社、此ノ二ツノ會社
ヲ比較致シマスルト、申ス迄モナイコトデ
アリマスガ、北支那、中支那、其ノ土地ノ
事情カラ申シマシテ、治安トカ、經濟ノ狀
況ト云フヤウナモノカラ致シマシテ、非常
ニ異ツテ居ルモノガアルト思フノデアリマ
ス、又此處ニ頂戴致シマシタ資料ヲ拜見致
シマシテモ、此ノ兩會社ノ事業成績ト云フ
ヤウナモノハ、非常ナ差異ガアルヤウニ考
ヘマス、其ノ活動ノ方面、運營ノ方面モ亦
違ツテ居ルヤウデゴザイマス、ニモ拘リマセ
ズ、此ノ會社ニ對シマスル所ノ補給金期間
ノ問題デゴザイマスガ、今度ノ改正法律案
ニ依リマスト、何レモ同様ニ十二營業年度
ト云フコトニ御定メニナツテ居リマス、此
ノコトニ付キマシテ、詰リ兩會社ノ成績ガ
只今ノヤウニ違ヒマスト、片方ノ方ヘ利益
ガ非常ニ擧ル、ニモ拘ラズ他ノ會社ハマダ
利益ガ舉ラナイデ、寧ロ補給金ガ此ノ際不
足ヲスルト云フヤウナコトモアルト思フノ
デアリマス、此ノ營業年度ヲ兩方トモ十二
營業年度ト同様ニナサツタト云フコトニ付
キマシテ、其ノ邊如何ナル御考デゴザイマ
スカ、伺ヒタイト思ヒマス

○政府委員(宇佐美珍彦君)　御答へ申上ゲ
マス、只今御指摘ノゴザイマシタ通り、北
支那開發株式會社ト中支那振興株式會社ト
ノ營業成績等ニ於キマシテハ相當ノ違ヒガ

アルノデアリマシテ、現状ヲ以て致シマスレバ、中支那振興ノ方へ補給金が要ラナイ状態ニアルノデアリマス、唯將來ノ問題、殊ニ今日大東亞戦争下ニ於キマシテ中支那經濟振興開發ト云フコトヲ考ヘテ見マス時ニ、此ノ振興會社ヲシテ新シク相當國策的活動ヲシテ貰フ必要ガアルト思フノデアリマス、即チ國策ノ要求スル事業ヲ、採算ト云フコトハ餘り重キヲ置カナイデ、實施シテ貰フ必要ガアルト思フデアリマス、現ニ昨年ノ所謂浙東作戦ノ結果ト致シマリマス、アノ浙江省ニアリマスル豊富ナ鑿石ノ資源開發ト云フコトニ著手致シテ居ルノデアリマシテ、是ナドハ中支振興ノ援助ニ依リマシテ、ソレドヽ其ノ子會社ガ實行ヲ致シスト云フコトニ相成ツテ居ルヤウナ次第デノ見透シト致シマシテハ、中支振興ニ致シマシテモ、補給金無シデヤッテ行カレルカドウカト云フ點ニ付テハ不安ナキヲ得ナイノデアリマス、從ツテ補給金ノ期間ヲ延長スルト云フコトヲヤル必要ガアルト、斯ウ考ヘマシタ次第アリマス、左様ナ譯デゴザイマスカラ、其ノ期間ヲ何時迄ニ致シマシタナラバ、其ノ後ハ補給金ガ要ラナクナルカト云フコトヲ判定スルコトハ甚ダ困難ナノデアリマス、其ノ點ハ固ヨリ現状ヲ以テ致シマスレバ、一應ノ推測ト云フヤウナコトガ出来ナイコトハナイノデアリマスガ、併シ明確ナ判定ヲ致スト云フコトハ困難デゴザイマス、從ツテ北支那開發ニ致シママシテモ、中支那振興ニ致シマシテモ、モ付クデアラウト云フ考カラ致シマシテ、

五年ト云フコトヲ區切ッタ次第デアリマス、此ノ法律案ニ於キマシテ五年ト致シマシタ趣旨ハ、五年經テバ必ズ良クナルト云フ趣旨デモナケレバ、又五年間ハ必ズ補給金ガ必要デアルト云フ趣旨デモナイノデゴザイマス、大體五年程度ヲ一つノ目途ト致シマシテ、此ノ法律ニ於ケル補給金期間ヲ延長致スト云フコトガ先づ妥當デアラウトスウ考ヘテ致シタ次第デアリマス。

○子爵松平親義君 モウ一點伺ヒタインデアリマスガ、此ノ北支那開發株式社會ニ付キマシテハ、先程モ御話ガゴザイマシタガ、我ガ國ノ政策ノ轉換モアリマス次第デアリマスカラ、從ツテ今後此ノ會社ヲ如何ナル方面ニ活動オサセニナル御考デアリマスカ、又ドウ云フヤウナ方法デ運營ヲナサッテオイデニナリマセウカ、詰リ申上ゲル迄モアリマセヌケレドモ、從來ハ鐵道トカ、港灣或ハ地下資源ノ開發ト云フヤウナコトニ重點ヲ置カレテオイデニナッタヤウデアリマスガ、今後ハ其ノヤウナ戰時經濟部門ト云フヤウナ方面ニ限ラズニ、現地ノ厚生施設或ハ治安、思想、サウニッタヤウナ廣イ意味デノ文化政策等ニモ其ノ任務ヲ認メテ、支那事變ノ處理ノ上ニ貢獻サシテオイデニナル御考デゴザイマセウカ、其ノ點ヲ伺ッテ置キタイト思ヒマス

ニ於テ極メテ重要ナル事業ヲ中心ニ致シテ、一層活動シテ貴ヒタイト考ヘテ居ル次第デアリマシテ、文化等ノ方面ニ於キマシテハ、此ノ會社ノ使命デハゴザイマセヌノデ、サウ云フ方面ニ活動サセルト云フ考ハ持ツテ居リマセヌ

○村上恭一君 此ノ一ツノ會社ハ、新支那ノ經濟建設ト云フ重大ナ使命ヲ帶ビテ居ルコトハ申ス迄モアリマセヌ、固ヨリ新支那ノ經濟ノ建設ト云フコトハ、日本ニ取リマシテ國家的ノ大事業デアリ、此ノ一會社ダケノ力デ十分ニ出來ヨウトハ思ヒマセヌガ、併シ此ノ二會社ハ其ノ事ノ中核ニナリ得ルデアラウト思ヒマス、然ル處、是ハ或ハ私一個ノ感想カモ知レマセヌガ、此ノ二會社ノ存在ナリ、活動ナリ、サウ云フモノガ世間ノ目ニ遺憾ナク反映シテ居ナイノデハナイカ、華々シクナイ、パットシナイト云フヤウナ感ジヲ私ハ持ツノデアリマス、ト申シマシテ、宣傳本位デ廣告サヘスレバ宜イト云フヤウナモノデナイコトハ申ス迄モアリマセヌガ、此ノ二會社ハ其ノ使命ノ重大ナルニ拘ラズ、世間カラ十分ニ認識サレテ居ナイト云フヤウナ感ジヲ私ハ持ツノデアリマス、若シサウダトシマスレバ、此ノ會社ノ運營ト云フヤウナコトニ何等カノ缺陷ガアルノデハナイデセウカ、從ツテ又當局ガ之ヲ御指導ナサレルニ當ツテノ處置ニモ御考ニナルベキ所ガアルノデハナイデセウカ、ト云フヤウナコトヲ私ハ考ヘマス、斯様ナコトニ付キマシテノ當局ノ御意向ヲ伺ヒタイト思ヒマス

○政府委員(宇佐美珍彦君) 御答へ申上げマス、兩會社ガ世間ニ十分ニ知ラレテ居ラヌ、殊ニ其ノ活動等ニ付テ十分知ラレテ居

ラナイト云フ事實ハ、或ハサウデアラウカト考ヘルノデアリマスガ、是ハ一ツハト申シマスルカ、主ナ原因ハ兩會社ノ事業ト申シマシテモ、直接自ラ或ハ鑛山ノ開發ナリ、交通事業ナリ、經營致スノデハナイノデゴザイマシテ、此ノ會社ノ主ナ仕事ハ、即チ先程申上ゲマシタヤウナ事業ニ對シマスル投資竝ニ融資ト云フコトニアルノデアリマシテ、其ノ投資及融資、即チ支那ニ於ケル是等重要產業部門ノ合辦會社ニ對シマシテ投資及融資ヲ致シソレニ依ッテ是等ノ事業ヲ事實上ニ於テ指導、振興サシテ行ク、サウシテ又ソレニ依ッテ日支ノ經濟提携ヲ具現シテ行クト云コトニアルノデアリマスカラ、從ツテ自分自身ノ直接ノ仕事ト云フモノガ殆ドナイ爲ニ、世間ニ餘リ知ラレナイト云フコトニナツテ居ルノデハナイカト思フノデアリマス、例ヘバ交通會社ノ存在ハ能ク世ノ中ニ知ラレテ居リマシテモ、其ノ親會社デアル所ノ開發會社ト云フモノハ餘リ知ラレナイ、斯ウ云フヤウナ關係ガアルト思フノデアリマス、従ツテ此ノ點ハ事業ノ性質上、或範圍ニ於テ已ムヲ得ナイコトデアラウカト思フノデアリマスルガ、併シ一方ニ於キマシテ、先程モ次官カラ申上ゲマシタ通り、新シイ對支政策ニ立脚致シマシテ必要ナル調整ヲ加ヘ、サウシテ一層兩會社ノ活動ヲ期待致シテ居ル譯デアリマスルガ、今後ニ於キマシテハサウ云フ、世間ニ於ケル兩會社ニ對スル認識ヲ強メルト云フ點ニ付キマシテモ一シテ一定ノ重要事項ハ、政府即チ大東亞大臣ノ認可ヲ要スルト云フヤウナ手續ヲ執ツテ、御承知ノ如ク法律ノ規定ガゴザイマス、兩會社ニ對シマスル監督ニ付キマシテモ、ソレニ基キマシテ兩會社ニ對シマシテハ、大東亞省ヨリ監督命令書ト云フモノヲ出シテアルノデアリマス、之ニ基キマシテハ、ソレニ基キマシテ兩會社ノ特別ノ保護ヘ、今回問題トナツテ居リマスル補給金ガ一ツデアリマスルガ、ソレカラモウツハ社債ノ元利支拂ニ付テノ保證デ、是ハ確カ兩方ノ會社ニ出來ルノデアラウト思フノデスケレドモ、其ノ社債ニ付テノ政府ノ保證ハ實際行ツテ居ルノデアリマスルカ、行ツテ居ルトシマスレバ、其ノ社債ノ元本ノ

○村上恭一君 只今御尋ね致シマシタコトト致シテモ、十分指導ヲシテ行キタイト考ヘテ居ル次第デゴザイマス

ニ付キマシテハ丁承シタノデアリマスガ、政府ガ此ノ二會社ニ對シテ監督權ヲ持ツテ居ラレル譯デアリマスガ、其ノ監督タルヤ、シテモ、直接自ラ或ハ鑛山ノ開發ナリ、交通事

業ナリ、經營致スノデハナイノデゴザイマシテ、此ノ會社ノ主ナ仕事ハ、即チ先程申上

ゲマシタヤウナ事業ニ對シマスル投資竝ニ融資ト云フコトニアルノデアリマシテ、其ノ投資及融資、即チ支那ニ於ケル是等重要產業部門ノ合辦會社ニ對シマシテ投資及融資ヲ致シソレニ依ッテ是等ノ事業ヲ事實上ニ於テ指導、振興サシテ行ク、サウシテ又ソレニ依ッテ日支ノ經濟提携ヲ具現シテ行クト云ヒマスカ、サウ云フヤウナ監督ヲ爲スコトガ政府ノ此ノ兩會社ニ對スル立場デアルト私ハ考ヘルノデアリマスガ、當局ニ於キマシテモ、此ノコトハ既ニ御考ニナツテ居ラレルコト思ヒマスガ、之ヲ前提トシマシテ、當局ハ此ノ二會社ニ對シテ監督上如何ナル措置ヲ執ツテ居ラレルカ、之ヲ伺ヒタイノデアリマス、ソレハ此ノ二會社カラ申出テ來ルコトヲ聽イテヤツタリスルヤウナコトガアルノデセウカ、或ハ政府ノ方デア、云フ風ナコトヲ聽イテヤツタリスルヤウトヲヤレト云フ所迄ヤツテオイデニナルノデアリマスカ、サウ云フコトヲ御差支ナキ限り御話ヲ願ヒタイト思ヒマス

○政府委員(宇佐美珍彦君) 御答へ申上げマス、兩會社ニ對シマスル監督ニ付キマシテハ、御承知ノ如ク法律ノ規定ガゴザイマス、兩會社ニ對シマシテモ、只今申上ゲマシタ實質的ノ指導、之ヲシテ、ソレト必要ナル經營形態ヲ作ツテ、事業ヲヤルヤウニ指導致シテ居ル實情ニ重キヲ置イテ行クヤウニ致シタイト考ヘテ、現ニサウ云フ趣旨ヲ以チマシテ手續等ノ改正ト云フコトモ考ヘテ居ルヤウナ次第デゴザイマス

○村上恭一君 モウ一點伺ツテ置キタイト思ヒマスガ、此ノ二會社ニ對スル政府ノ特別ノ保護ヘ、今回問題トナツテ居リマスル補

給金ガ一ツデアリマスルガ、ソレカラモウツハ社債ノ元利支拂ニ付テノ保證デ、是

ハ確カ兩方ノ會社ニ出來ルノデアラウト思フノデスケレドモ、其ノ社債ニ付テノ政府

ノ保證ハ實際行ツテ居ルノデアリマスルカ、行ツテ居ルトシマスレバ、其ノ社債ノ元本ノ

總額ヘ承ツテ見タイト思ヒマス

○政府委員(宇佐美珍彦君) 兩會社ノ發行致シマスル社債ニ對シマシテハ、全部政府

デアリマセウカ

○政府委員(森山銳一君) 特例勅令ノ變更
ハ是ハ勅令ヲ以テ爲シ得ルト云フコトニ解
釋フ決メマシテ、而シテ其ノ通りズット扱ッ
テヤツテ居リマス

○村上恭一君 特例勅令ノ廢止ノ時モサウ
デスカ

○政府委員(森山銳一君) 廢止モサウデア
リマス

○子爵松平親義君 丁度法制局長官ガオイ
デデゴザイマスカラ、伺ッテ置キマスガ、今
朝程明治四十年法律第二十五號廢止ニ關ス
ル法律案ニ付キマシテ私伺ヒマシタガ、要
スルニ將來ニ於キマシテハ、樺太ニ對シマ
シテハ原則トシテ當然法律ヲ施行シテ行
ク、併シ例外トシテ矢張リ樺太ニハ從來カ
ラノ特殊事情ト云フモノガ未ダニ存在スル
ノデアルカラ、其ノ事項ニ付テハ之ヲ特例
事項トシテ、法律ニ依ル勅令委任ノ方法デ
ヤツテ行ク考デアルト云フ風ニ伺ッタノデア
リマスガ、私ノ考ヘル所ニ依リマスト、此
ノ勅令委任ト云フ方法ハ、餘り好マシイ方
法デナイト云フコトハ申ス迄モナイト思フ
ゾデアリマスガ、併シ同時ニ又一方カラ考
ヘマスト、樺太ガ此ノ度内地ニ編入サレル
ト云フコトニナリマシテ、形式ノ上ニ於キ
マシテハ、内地ニ段々ナル譯デアリマスガ、
實際ヲ考ヘテ見マシタ場合ニ我ガ國ノ本土
ノ地勢ナドカラ考ヘテ見マシテ、遙カニ九
州ト樺太トハ非常ナ距離ガアリマシテ、矢
張リ其處ニ氣候、風土其ノ他ノ點カラ考ヘ
マシテ特殊事情ガ、事實上ニハ將來ニモ残
テ行クノデヤナイカト考ヘラレルノデアリ
マス、若シ事實上ニ殘シテ行クト云フコト
ニナツテ參リマスト、矢張リ將來法律ヲ施行

致シマス場合ニ於キマシテ、此ノ法律ニ依
ル勅令委任ニ依ツテ、特例事項ヲ其ノ法律ノ
中ニ設ケルト云フコトガ、矢張リ何時迄モ
必要ニナツテ行クノデヤナカト考ヘラレマ
スガ、其ノ點矢張リサウ云フ風ニ考ヘテ宜
シウゴザイマスカ

○政府委員(森山銳一君) 只今ノ御質問ノ
點ハ大體御考ノ通リニナルト存ジマス、今
度ノ法律案ノ考へ方ハ、モウ既ニ政府ノ方
カラ御説明申上げテ居リマスヤウニ、此ノ
法律ガ施行サレル前ニ公布セラレタ其ノ法
律ノ關係ニ於テハ、矢張リ全部從前通り
ヤリ、ソレカラ此ノ法律ガ施行サレタ後ニ
公布セラル、ヤウナ法律ニ付テハ、各其ノ
法律ノ中ニ適當ナル規定ヲ設ケテ、サウシ
テ樺太ノ特殊事情ニ即應スルヤウニシテ行
カウト、斯ウ云フヤウナ考へ方ヲシテ居ル
ノデアリマス、今度ノ法律案ノ附則ニ、特
ニ從前ノ法律ニ付テハ從前ト同ジヤウナヤ
リ方ヲスルト云フノハ、矢張リ樺太ニ於ケ
モ含ンデ一體トシテ施行サレル、詰リ法域
ハーツニナル、其ノ樺太ニ各、適應スルヤ
ウナ特殊ナ規定ヲ設ケルト云フコトニナル
ト、適用上ノ特例ヲ設ケルト、斯ウ云フ
ニナルト思ヒマス、此ノ例ト申シマスレバ、
似タヤウナ例ガアルノデアリマシテ、北海
道ハ全ク特殊ナ……從前内地デアリマスガ
特別ナ地位ヲ占ムテ居リマスノデ、或法律
ノ中ニハ、北海道ニ適應スル場合ニハ特例
ヲ勅令ヲ設ケヨウトカ、或ハ北海道ニ於テ
ハスウスルトカ云フヤウナコトヲ法律ノ中
ニ書イタト云フ例ガ相當アルノデアリマス
ガ、ソレハ丁度樺太ガ北海道ノヤウナ扱
ヲ受ケルノデハナイカト思ヒマス、其ノ特
例ノ厚イ薄イハ違ヒマスガ、ヤリ方ハ同ジヤ
ウニナルノデハナイカト、斯ウ云フ風ニ思
テ居リマス

ハ申サレマセヌガ、サウ云フ風ニ色々ノ立
法ノ形式ガ出來ルト思ヒマスガ、矢張リ特
殊事情ニ對處スル爲ニ特別ノ立法上ノ措置
ハ必ズ要ルト、サウ云フ風ニ考ヘテ居リマ
ス

○子爵松平親義君 只今ノ御話ハ分リマシ
タノデアリマスガ、從來ハ内地ト申シマス
ト、法律ハ原則トシテ例外ナク施行サレル
ト云フコトニナツテ居リマシタノデスガ、今
後ハ内地デアリナガラ、例ヘバ樺太ノヤウ
ナ所ニハ……只今ノ御話デ大體分リマシタ
ガ、或場合ニハ必ズシモ其ノ法律ガ施行サ
レナイト云フヤウナ事態ガ起ル譯デアルト
思ヒマスガ、サウデアリマスカ

○政府委員(森山銳一君) 是ハマア言葉ノ
問題ニナルノデアリマスガ、法律ハ樺太ヲ
モ含ンデ一體トシテ施行サレル、詰リ法域
ハーツニナル、其ノ樺太ニ各、適應スルヤ
ウナ特殊ナ規定ヲ設ケルト云フコトニナル
ト、適用上ノ特例ヲ設ケルト、斯ウ云フ
ニナルト思ヒマス、此ノ例ト申シマスレバ、
似タヤウナ例ガアルノデアリマシテ、北海
道ハ全ク特殊ナ……從前内地デアリマスガ
特別ナ地位ヲ占ムテ居リマスノデ、或法律
ノ中ニハ、北海道ニ適應スル場合ニハ特例
ヲ勅令ヲ設ケヨウトカ、或ハ北海道ニ於テ
ハスウスルトカ云フヤウナコトヲ法律ノ中
ニ書イタト云フ例ガ相當アルノデアリマス
ガ、ソレハ丁度樺太ガ北海道ノヤウナ扱
ヲ受ケルノデハナイカト思ヒマス、其ノ特
例ノ厚イ薄イハ違ヒマスガ、ヤリ方ハ同ジヤ
ウニナルノデハナイカト、斯ウ云フ風ニ思
テ居リマス

カ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○委員長(伯爵堀田正恒君) デハ本日ハ是
デ散會致シマス、明日ハ午前十時カラ開會
致シマス

○出席者左ノ如シ 午後二時二十六分散會

委員長 伯爵堀田 正恒君
副委員長 男爵關 義壽君
委員 男爵今園 國貞君
公爵山縣 有道君
子爵大岡 忠綱君
子爵松平 親義君
吉田 茂君
下條 康麿君
堀切善次郎君
山上 岩二君
飯塚 知信君

政府委員

法制局長官 森山 銳一君

内務次官 山崎 巖君

内務省地方局長 古井 喜實君

内務省管理局長 竹内 德治君

陸軍大佐 二宮 義清君

大東亞次官 山本 熊一君

大東亞省支那事務局長 宇佐美珍彦君

大東亞省南方事務局長 水野伊太郎君

昭和十八年二月三日印刷

昭和十八年二月四日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局